

平成28年度第2回岡山県介護保険制度推進委員会議事要旨

開催日時 平成29年3月21日(火) 14時30分から16時40分まで

開催場所 ピュアリティまきび「白鳥」

出席者委員 16人出席(うち4人代理出席)

1 開会

2 あいさつ(小寺福祉政策企画監)

3 議事(進行 小池会長)

(1)介護サービス評価部会委員の追加選任について

介護サービス評価部会委員に、村社委員が選任された。

(2)第6期介護保険事業支援計画に係る平成28年度主要事業の実施状況等について

(説明:長寿社会課)

【委員の意見等】

○委員 特別養護老人ホームの入所申込者数の報告について質問です。平成28年6月1日時点の入所申込者数の合計9,705人には、要介護1又は2の方を含むか。

○事務局 要介護1又は2の方を含みます。

○委員 要介護1又は2の特例入所該当者も岡山県内ではスムーズに入所できていると解釈して良いか。そうではなく、施設が入所を決定するのだから、入れる状況であるのにもかかわらず待たしているといことはないか。

○委員 県介護老人福祉施設入所指針に従って、点数付けしているのですが、要介護1、2の方は、要介護3以上より点数は低くなるが、入所の必要がある方は順番に待ってもらい、順番が来れば入所ができる状況です。現実、要介護1又2の方も入所している。門前払いすることはありません。

○委員 18ページのリハビリテーション専門職の派遣事業についてですが、リハビリテーション専門職が延べ98人派遣されているが、事業開始前の話では、リハビリテーション専門職は所属している医療機関の管理者や経営者に派遣事業に参加することの許可をもらうという話があったが、現状どうなっているか。リハ職は、業務時間内で派遣されているのか。非番で派遣されているのか。実態を教えてください。

○事務局 使用者側への説明については、組織の中で説明してもらうよう聞いている。

○委員 1年前の説明では、派遣を依頼している市町村長から医療機関の長へ文書で依頼するという話があったが、これを実施しているか。所属している医療機関の長が知らない間に派遣に参加しているということは、全国的になくしていこうという話もある。

○事務局 依頼元である市町村から依頼文書が発出されているかは確認しますが、使用者の方にリハビリテーション専門職の方が派遣事業に参加していることを報告し、承知してもらっていると聞いて

ている。

○委員 派遣事業に参加しているリハビリテーション専門職を雇用している医療機関の長は知っており、何らかの許可をしているということか。

○事務局 勤務時間外の派遣としています。

○委員 他県では、病院と老健に手を上げてもらい、業務時間内に派遣している事例がある。週40時間業務をしているのだから、業務時間外とすると負担が多くなるので、業務時間内が良いのではないかという意見もある。勤務時間外にこだわる必要がないのではという意見もある。今後これらの意見を踏まえて検討する必要があると思う。また、使用者が承知していることが労務管理上の面からも必要であると思う。

○事務局 現状は、業務外での派遣と整理しています。また、使用者には報告することを周知徹底してまいります。

○委員 認知症介護に関する研修に取り組んでいるが、研修の時に、有効だといわれているユマニチュード等の最新のケア手法を取り入れているのか。又は、各講師のやり方を伝えているだけか。認知症ケアの手法について体系的に組み込まれた研修をしているのか教えてもらいたい。

○事務局 認知症介護の職員研修については、国から研修カリキュラムが示されており、それに基づき行っており、講師は、国の指導者養成研修終了者の中から依頼している。

○委員 認知症の方にどのようなケアをしたらよいかは難しい。ケアをきちんと学んで対応する人と、そうでない人とは大きな差があるといわれているので、研修を充実することは重要。

○委員 出入国管理法が改正され、介護ビザが発給されるようになると聞く。介護職員養成校はベトナム、インドネシアなどから留学生を受け入れるようになる。職業訓練では最長5年間であるが、介護福祉士資格を取得すれば長期間の在住ができるようだ。岡山県では介護の外国人労働者数を把握しているか。

○事務局 EPA で受入れている介護福祉士の候補者は県内に何百名か滞在している。
そのほか技能実習生、介護の在留資格で働いている者については、昨年11月に出入国管理法の改正法が成立したが、公布から1年以内に施行ということでもあり、現在は技能実習生、介護の在留資格者はいない。
また、身分関係による在留資格の定住者やいわゆる在日の方等で介護職に就いている方も外国人としての数に含まれるが、手持ちの資料がないため正確には回答できない。

○委員 EPA については、岡山県は進んでいる。県内に就労している外国人の数も多いと思う。受入を希望する施設数は多く、競争率が高いといわれている。今後は技能実習生の採用にシフトしていくと思われる。しかし、病院に採用され、福祉施設で採用できるか危惧されている。

○委員 技能実習生の在留期間は、5年間ですか。

- 事務局 3年間は原則だが、一定の条件のもと最大5年間まで延長ができることとなった。
- 委員 技能実習生の受入には、日本語のサポートが必要と聞いている。国では制度を整備する必要があるといわれている。
- 委員 介護の人材不足は問題となっており、外国人に頼らざるを得ないかもしれない。今後、外国人の介護職員が増えてくると、県内のどのようなところで働いているかなどを把握していく必要があると思います。

(3) 第7期介護保険事業支援計画の策定等について (説明:長寿社会課)

【委員の意見等】

- 委員 27年度の介護保険の制度改正で、軽度者の訪問介護と通所介護の利用者の4分の3が地域支援事業に移行していくといわれているが、県内ではどのくらい進んでいるのか。移行に伴い市町村の負担が増えることになるが、市町村へのサポートの状況を教えてください。
- 事務局 県内の総合事業への移行は、現在、倉敷市、真庭市、新庄村、西粟倉村の4自治体が既に移行していますが、残りの市町村は、本年4月1日からの移行となります。
市町村への支援については、移行にあたり職員研修や先進事例の紹介、新たな担い手となる方を対象に機運醸成を目的としたフォーラムの開催を行ってきております。今後とも引き続き取り組んで行く予定です。
- 委員 24ページにもある「データに基づく課題分析と対応」に取り組むということは、全市町村の仕事が相当に増えることを認識しなければならないのか。この1年間見ていると、計画の準備のために他の事業が動きにくかったり、現場から苦情があがったり、市町村担当職員が疲弊しているというのを目の当たりにしている。人手が足りないのではないのか。マンパワーを導入ができないのか。保健師など専門職が事務対応に追われて、現場の動きが鈍いことがある。県はこのことを認識して市町村を支援していかなければならないと思う。また、③インセンティブの付与とは、市町村に付与することか。
- 事務局 具体的なことは示されていないが、市町村に付与することです。
- 委員 事業者が努力して、介護度が軽くなれば、報酬が安くなったというのが現実であり、介護報酬での収益が徐々に落ち、経営が難しくなっている。事業者にメリットのある手当がないと人材の確保もできない。事業者にもインセンティブを付与される制度を構築し、事業者が潤うような制度にしてもらいたい。県から国に要望してもらいたい。
- 委員 6期計画までは、市町村からの事業計画を積み上げた内容が県計画であったが、国からの明確な方針もあって、各保険者は、地域包括ケア「見える化」システムによりデータが開示され、保険者ごとの給付費や認定率の差の縮減に努めることが方針にある。それについて、県がリーダーシップをもち、市町村に事業計画のアドバイス等関わりを持つことが重要。

施設も過飽和状態、新類型の療養病床の転換等、同じ状態像の方を受け入れるクロスオーバーした役割の施設もある。県南地域においては、デイサービス、訪問介護等の事業所過剰地域もある。サービス付き高齢者向け住宅も規制がない中で、医療や介護ケアサービスが付加されたサービス付き高齢者向け住宅が増えており、介護保険事業計画に影響を与えている。これらの状況を踏まえて緻密な事業計画を構築しなければならない。事業所の共倒れなどの懸念がある。県がもっと市町村の事業計画に介入していくことで、よりよい介護保険事業計画が策定できるのではないかと思うので検討してもらいたい。

介護職員の確保は、第7期において県として取組をしていかないと間に合わないと思う。

- 委員 市長会でも介護保険制度は国や県に提案していく大きなテーマとして取り組んでいる。最近では国への要望として、新総合事業について安定的な運営のため、体制整備を含めた基盤整備を要望している。また、特養についても、適切な施設整備をお願いしている。
最近、議論になるのは新総合事業がうまく運営できるかということです。円滑にスタートできるよう支援をお願いします。
- 委員 町村会も同様に国、県に介護保険事業について各種要望をしている。地域包括ケアシステムの推進にあたっては、マンパワーが不足、財政的にも厳しいことがあり、県のリーダーシップ、支援をお願いします。
- 委員 30年改正で福祉用具貸与の見直しが進められている。全国平均貸与価格を提示するとともに、複数価格帯の商品を提示するようになる。このようなことになれば、ケアマネは大変な作業となる。また、貸与価格は西低東高であり、岡山県は平均貸与価格よりも安い貸与価格である。できれば岡山県区域での平均単価を1つ提示することができないか。岡山県内では適正な貸与単価が守られているか監視することも必要。
- 委員 市町村が総合事業への移行に向けて取り組まれている。老人クラブもサービスを受ける側ではあるが、サービスを支える側にもなりうる。地域で老人クラブの果たせる具体的な役割を検討している。地域の担い手として、市町村から具体的な役割の提案いただくなど指導をお願いします。
- 委員 14ページ、25県認知症高齢者行方不明対策等広域ネットワークとは、具体的にどのようなことをしているか。利用したい場合はどこに申し出ればいいのか。
- 事務局 利用したい場合は、市町村の担当課へ申し出てください。市町村から行方不明者情報が発信される。県は、市町村からの要請により、他県の担当課へ情報提供し、協力をお願いします。県内で隣の市町村への行方不明情報の提供等は市町村の判断となります。
- 委員 晴れやかネットの機器の更新を検討している。現在は、パソコンだが、iPadでも利用できるシステム更新の検討をしており、県に補助をお願いしたい。
事業所にiPadの貸出しができないかを考えている。
- 委員 人材確保に関わるが、介護業界全体の専門職のメンタルヘルスサポートを支援する事業はなにかありますか。

○事務局 職員メンタルヘルスサポートを支援する事業はありません。

○委員 今後、介護職員に対するメンタルヘルスサポート体制が必要であり、各事業所は独自に取り組んでいますが、職員数の少ない事業所ではメンタルヘルスの取組がないところもある。メンタルヘルスサポートへの取組に関わる事業への支援をお願いします。

県、市町村は地域の介護支援専門員協会の各支部を活用してもらいたい。

新たな介護保険施設の創設、共生型サービスに関する医療、障害に関わる現状のニーズがどのくらいあるのか把握できれば、提示してもらいたい。

(4)その他

平成29年度における医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画(案)介護分については、非公開で審議することが決定された。

4 閉会